

船橋市教育委員会会議6月定例会会議録

1. 日 時 平成20年6月19日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後4時20分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 中 原 美 惠
委員長職務代理者 篠 田 好 造
委 員 村 瀬 光 一
委 員 山 本 雅 章
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 村 瀬 光 生
管理部長 松 本 清
学校教育部長 松 本 文 化
生涯学習部長 中 台 雅 幸
学校教育部参事兼学務課長 阿 部 裕
生涯学習部参事兼社会教育課長 山 田 清
総務課長 高 橋 忠 彦
財務課長 武 藤 三 恵 子
施設課長 千々和 祐 司
指導課長 加 藤 廣 行
保健体育課長 清 水 龍 夫
文化課長 狩 野 桂 一 郎
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 石 井 誠
中央図書館長 香 取 一 幸
青少年センター所長補佐 金 崎 芳 治
5. 議 題
- 第1 前回会議録の承認
- 第2 議決事項
- 議案第23号 平成21年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について
- 議案第24号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について
- 第3 報告事項
- (1) 平成20年第2回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 西安市教育友好使節団の受け入れについて
- (3) 第44回船橋市中学校総合体育大会の実施報告について
- (4) 自動体外式除細動器(AED)の納入について
- (5) 船橋市子どもの読書活動推進計画策定について

- (6) 伝統文化こども教室について
- (7) 青少年補導委員の委嘱について
- (8) 一宮ふれあいキャンプの開催について
- (9) ホタル自由観賞会の実施報告について
- (10) 学校プール開放事業について
- (11) スポーツ振興計画の進捗状況について
- (12) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議6月定例会を開催いたします。

まず、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月22日に開催いたしました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますけれども、ご確認いただいて、内容よろしければ承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは議事に入ります。

本日、総務課及び学務課から人事等に関する件について報告される旨連絡がありました。報告事項(12)その他で報告いただきたいと思います。また、議案第24号及び報告事項(12)については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の任免賞罰等職員の身分取り扱いその他の人事に関する事項に該当いたしますので、非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

では、当該議案等を非公開といたします。

それでは議事に入ります。

初めに、議案第23号について、学務課、ご説明願います。

【学務課長】

議案第23号「平成21年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明申し上げます。

平成21年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の決定につきましては、船橋市立船橋高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会組織規則第3条14号の規定により、教育委員会で議決を得る必要がございます。また、選抜要項の一部につきましては、平成20年4月30日付、教指第104号により、6月27日までに千葉県教育委員会に報告することとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

初めに、平成21年度の入学者選抜の概要についてご説明いたします。4ページをらんください。

市立船橋高校は、千葉県の公立高校の一つであるため、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて行い、県立高校同様、特色ある入学者選抜と学力検査等による入学者選抜の2回実施いたします。

要項の内容につきましては、昨年度と大きな変更はございませんが、4ページの第3、特色ある入学者選抜1の(2)の提出期間及び受け付け時間のうち、提出期間を3日間から2日間に短縮いたしました。これは前述のとおり、県立高校の要項に準じたものでございますが、その理由として、多くの志願者が受け付け初日に手続を済ませてしまい、2日目、3日目に手続に訪れる志願者がほとんどいないという実情に合わせての変更でございます。

市立高校の特色ある入学者選抜での定員は、普通科120名、商業科40名、体育科40名で、それぞれ全体の募集定員の50%でございます。独自の基準で市立高校にふさわしい生徒の選抜を行うわけですが、商業科については昨年度、志願要件を変更し、「イ」の要件に加え、商業技術にすぐれた生徒や「ウ」の要件においてはスポーツ面で活躍できる生徒も積極的に評価するよういたしました。このように志願要件が明確化され、理解しやすくなったことが、20年度の入試において商業科の志願者増につながったと思っております。

特色ある入学者選抜の検査日は平成21年2月6日でございます。5ページにあるそれぞれの志願要件につきまして検査を行います。

検査内容は6ページをらんください。普通科が自己表現、商業科が自己表現及び面接、体育科が適性検査というふうになっております。いずれの場合も人物にすぐれ、学習意欲に富み、目的意識を持って充実した高校生活を送ることのできる人材を確保することが目的であります。

次に学力検査でございますが、9ページをらんください。検査日は平成21年2月26日及び27日の2日間でございます。検査内容でございますが、1日目は千葉県公立高校の統一問題で、国語、社会、数学、理科、英語の5教科についての学力検査を行

い、2日目は普通科と商業科は面接、体育科は適性検査を行います。このほか入学選抜要項の内容に関する変更は特にございません。しかし本年度、第2次募集を行う場合の検査の内容を改めまして、従来、面接及び5教科の学力検査を行っていたものを、21年度入試から面接及び3科目の学力検査と改めるものとなりました。このことにつきましては、第2次募集ということで、学力検査は基礎となる国語、数学、英語の3教科に絞り、面接により多くの時間をかけることで志願者の人物を重視していきたいという、市立高校からの強い要望を受けての改正でございます。この件につきましては、県教育委員会に報告いたしまして、9月に示される予定の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることになります。今回あわせてご審議をお願いいたします。

以上、選抜要項について説明させていただきました。

【委員長】

ただいま学務課長より説明がありましたが、変更点としては入学願書等の提出期間と受け付け時間が短縮されたということが1点ございます。それから、2点目については先ほど第2次募集の件につきまして、ほかには検査内容に関する変更等はないということよろしいですか。

【学務課長】

ありません。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

では、ご質問等いかがでしょうか。

【委員】

調査書の評定がありますね。これは数式で書いてあるんですけども、学校による差というか、そういうのはないですか。

【学務課長】

今、委員ご指摘ございましたように、学校の格差というものはございます。それで6ページにございます算式1、 $x + a - m$ という算式1を使ってならしていくということにしております。これを具体的に説明したほうがよろしいでしょうか。

【委員】

これだと例えば甘い先生ばかりたくさんいると5ばかりたくさんつけるとか、そうすると平均値は高くなるね。

【学務課長】

その算式1でございますけれども、まずxでございますけれども、9教科満点をとったとしますと全部で45になります。それで3か年やりますと135点ということになります。それで、例えばA君が3年間でとった成績が累積した数字がxになるわけです。そして、その隣に α 、これは県が定めた評定合計の標準値でございますが、県のほうがこれを95というふうに定めております。次のmでございますけれども、ここの部分で各学校全体の全員の評定値の平均、これをmとするわけでございます。そうしますと委員ご指摘のように、点数が5ばかりつけるような学校はmの部分が当然高くなります。そうしますと、算式1で計算いたしますと、算式1で割り出した数字が全体としては下がるという形になります。

【委員】

わかりました。

【委員長】

よろしいでしょうか。

ほかには大きな変更点はないのですが、よろしいですか。

学務課長にちょっと一つ質問よろしいでしょうか。

願書の提出期限がほぼ初日の1日に集中するのでということは十分理解できたんですけども、もし変更等によってそういう状況が例年どおりじゃないような場合が起きたときには、どうそこで調整するんですか。そういう例は今までにはないですか。例えば大雪が降ったとか。

【学務課長】

今まであったかどうかについては把握しておりませんが、2日間ございますので、このときに提出をするということで、2日間で対応できるのではないかと。どうしても何か事情があった場合は、県立高校のほうも同様な形で考えていくと思いますので、それにあわせて対応していくということになるのではないかと考えております。

【委員長】

では、危機対応のところだけ抑えられていけば問題ないですね。

よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、ご説明いただきました議案第23号「平成21年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。

議案第23号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号について、中央図書館、ご説明願います。

議案第24号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案通り可決された。

【委員長】

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

初めに、報告事項（1）平成20年第2回船橋市議会定例会の報告について、管理部よりご報告願います。

【管理部長】

それでは、お配りいたしました報告事項（1）平成20年第2回船橋市議会定例会についてご報告いたします。

今議会の日程につきましては、6月3日火曜日から6月23日月曜日までの21日間の会期となっております。また、昨日18日に常任委員会が開催されました。

今議会の教育委員会にかかわる内容につきまして、審議日程の順にご報告いたします。

初めに、3日の開会日には市長から今議会に上程されました議案につきましての提案説明が行われました。今議会では教育委員会の所管する議案はございませんでした。

9日には、上程されました議案に対する質疑の後、法人の経営状況報告の件に対する質問が監査委員に対して行われたところでございます。教育委員会の所管する質問につきましては、2名の議員から文化スポーツ公社に関して、1番目、法人の経営状況報告書に対する質問の内容、①管理委託料の積算について、②監視カメラの設置についての2問がございました。

次に、6月10日から16日までの土日を除く5日間で一般質疑が行われ、教育委員

会の所管する質問の概要につきましては、2番目、質疑の概要でございますとおり、管理部7件、学校教育部12件、生涯学習部4件のとおりでございます。ご一読お願いいたします。

次に、昨日18日に文教委員会が開催されました。陳情5件について審議され、審議の結果につきましては3番、文教委員会本会議審査結果のとおりでございます。陳情第28号「公立小中学校施設の耐震性対策に関する陳情」につきましては採択、陳情第29号「車いすやストレッチャーを使用する普通学級在籍の児童生徒に専任の特別支援教育支援員の配置に関する陳情」につきましても採択、陳情第30号「遺跡文化財の永久消失に係る諸問題に関する陳情」不採択、陳情第31号「教育予算拡充の意見書提出に関する陳情」採択、陳情第32号「義務教育費国庫負担制度堅持の意見書提出に関する陳情」は文教委員会では採択となっております。また、報告事項といたしまして1件、船橋市子どもの読書活動推進計画素案の報告について、文教委員会へ報告したところでございます。

来週月曜日、23日の最終日には本議会に上程されましたすべての案件を採決し、平成20年第2回定例会を閉会する予定でございます。

以上で概要報告を終わります。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ただいまご報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

教育委員会として具体的に検討する事項が明確になっているものは、質問の中で幾つぐらいありそうですか。

【管理部長】

委員長ご質問の件ですけれども、管理部からは1番の耐震改修についてが大きな事項だと思います。これは中国四川省の大地震、またこの質問の以降だったんですけれども、岩手・宮城内陸地震ですか、それを受けまして、教育委員会としての喫緊といいますか、大きな課題といたしましては学校の耐震改修の件だとは思っております。

以上です。

【委員長】

費用的にもかなり難しい課題でもありますが、子どもの安全というところを考えると本当にそれは考えていかなきゃいけないことです。

【管理部長】

仰せのとおりです。

【委員長】

ほかには学務課、指導課関連ではどうですか。

【学校教育部長】

特に緊急にこちらで検討をしなければいけないという問題はございませんけれども、各学校への要望等が幾つかございましたので、それにつきましては次の校長会議のときにそれぞれの課長よりお話しさせていただきたいと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

【生涯学習部長】

生涯学習部のほうにつきましては4件ございましたが、今、委員長のご指摘の具体的にとということになりますと、1番の公共施設周辺のバリアについてということで、アリーナの出入り口についての質問があったわけですが、これにつきましてはそもそも幾つかある入り口のうちの正門を除くところの入り口についての質問だったんですが、これはバイク等の防止をするためにバリケードの柵を設けていたわけですが、そこを障害のある方が通るときに不便だからと外したわけです。ところが、そこを外したために今度は逆にそのバリケードの足を支えていた穴があったんですが、それが入り口のところにあって、そこにまた棒が立ててあったものですから、それを取り除けということです。至急私どもとしては通行者が障害にならないような対応をしますということで、早急に対応する予定でございます。

以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ご指摘いただいたり、検討事項になっているようなことに関しては本当に意識して進めていきたいと思っております。特にきょうも杉並の事故がかなり取り上げられておりましたけれども、樹脂の劣化とか、そういったことに伴って施設を点検していかないといけないところがあるかもしれませんね。

ほかにはいかがですか。

【委員】

耐震性の対策は私も前々回の委員会でもう少し急いでいただきたいということで採択されて、それはいいんですけども、陳情第30号の遺跡文化財の永久消失に係る諸問題に関する陳情、これは不採択になっていますけれども、問題はちょっとここに書いてあることは書いてあるんですけども、これはどういうことだったんですか。

【生涯学習部長】

陳情第30号、遺跡文化財の永久消失にかかわる諸問題ということですが、この願意は乱開発による遺跡類の遺失について、その文化財の出てきたもの、あるいは消失しそうと思われるものについて、児童生徒への情報の提供をお願いしたいということです。ところが今回、文教委員会に諮られているんですが、文化財保護法にかかわるところだけを抜き出してここへ持ってきたんですが、そもそも1本の陳情だったわけです。乱開発によるマンション建設反対のニュアンスの総務委員会とか建設委員会のほうにも陳情がいつているわけです。それで急遽これが3つの委員会に諮られるようになって、私どものほうには、抜き出しますと今言ったように、児童生徒への遺跡文化財の情報提供を願いたいという願意なわけですが、これは既に文化財保護法に基づいて市としては遺跡の発掘調査の見学も可能ですし、資料をまとめて記録したことについては博物館等にもすべて陳列しますし、公開の要請があればそれも提供いたします。学校においては既に空き教室を使つてのそういう出土品を展示したりもしているわけですから、本来ですと陳情に値しない、陳情というのは大体やっていないものやってくれということなんです、既にやっているということと、この陳情の出し方が願意という書き方の部分と、その理由というところがあるんですが、理由を読むと乱開発に対する地元の陳情が隠れ見えているので、多数決をとつたところ不採択ということになったというふうに理解をしております。

【委員長】

ほかの点に関してはいかがでしょうか。

例えば、秋に行われます就学時健康診断にかかわる質問に対しては、回答を見ますと未受診者に対してはどう対応するか検討するようなこととなっておりますし、できるだけ受診を呼びかけるような工夫をするというようなことにもなっておりますので、その年度内で改善を図っていけるようなことに関しましては、関係の方々と協議をしながら進めていただければと思つました。保健体育課からこの件に関しては何かございますか。

【保健体育課長】

就学時健康診断につきましては今までも通知をしているわけですが、強制ではありませんので、実施日等のお知らせだけだったわけですが、やはり受けてほしいという内容を文面に入れて、それで文書を発送するというふうに考えております。

【委員長】

以前質問したとき、かなり受診率は高いということでしたので、そうするとむしろ未受診の方への対応の必要性というのが認識が弱くなりますから、多分こういうご質問が出てきたのかなというふうに思うんですけれども、いろんな健診ですとか、こうして任

意に受診していただくものに対して、未受診の方の中にやはり養育の困難さなどのリスクを抱えていらっしゃる方がいらっしゃる割合が高いというようなデータも出ていますので、この辺はちょっと経過を見ながら対応をまた検討していく必要があるかもしれないですね。ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして報告事項（２）に移りたいと思います。

指導課、ご報告願います。

【指導課長】

それでは、西安市教育友好使節団の受け入れについてご報告申し上げます。

西安市との友好交流につきましては、４月の定例会でご報告いたしましたが、西安市教育友好使節団５０名の受け入れにつきまして、西安市教育局と連絡をとりながら進めてまいりました。６月１６日には西安市当局から国際交流室長あてに四川省の大地震による西安市の状況のお知らせを添えて、予定どおり来船する旨の文書が送付されております。

日程につきましては、７月１２日土曜日から７月１６日水曜日までの５日間の予定でございます。交流内容につきましては、７月１２日土曜日、成田着でございます。１３日にアンデルセン公園におきまして市長、教育長に対する表敬訪問、その後、体験学習、そして歓迎夕食会。１４日月曜日には友好校を訪問する、学校訪問でございます。そしてホームビジット。１５日火曜日、これはディズニーランド視察、そして夜はさよならパーティーとなっております。１６日水曜日、品川水族館など東京方面を見学しまして、夕刻、名古屋へ向けて出発します。１７日木曜日に名古屋発で帰国の予定というふうになっております。友好校の市場小学校、船橋中学校、市立船橋高等学校の児童生徒たちと直接触れあうことで、双方の異文化に対する理解が一層深まり、世界に羽ばたく人材の育成の一助となると考えております。

教育委員の皆様のご参加につきましては、後ほどご相談させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

この件につきまして、質問ございますか。

【委員】

どこの学校がお見えになるんですか。

【指導課長】

友好校3校でございます。小学校が大雁塔小学校、それから育才中学校、それから第八十五中学校、これは高等学校に相当するものでございます。この3校でございます。

【委員長】

なかなか優秀な学校ですね。夏の暑い季節ですから、ちょっとみんなで動くのが大変なところがあるかなと思いますけれども。

【委員】

人数はどのぐらい来るのでしょうか。

【指導課長】

50名でございます。

児童生徒は39名でございます。あと引率の団長、副団長、それから教師等11名でございます。

【委員長】

いろいろこちらからサポートもつかないと動きが難しいかもしれないですね。よろしいですか。

では、具体的には委員の皆さんが交流される場所というのは後でご相談ということです。よろしく願いいたします。

では、続きまして報告事項（3）及び（4）に移りたいと思います。

保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

まず初めに、第44回船橋市中学校総合体育大会についてご説明いたします。資料は21ページから26ページでございます。本実施要項に基づいて総合体育大会は行われますが、主な点を説明いたします。

開会日程、会場についてでございますが、7月19日土曜日、夏休みの初日になるわけですが、7月19日土曜日から24日木曜日までの5日間で行います。ただし、21日月曜日は海の日で祝日のため大会を運営しません。お休みといたします。競技種目は

15種目、24会場にわたって行います。しかし、駅伝の部につきましては10月4日土曜日に行います。

なお、この大会は関東大会、全国大会につながる、中学生にとって最大の大会でございます。後日、各競技で活躍する選手の姿をごらんいただけるよう、教育委員の皆様にも巡回のご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、自動体外式除細動器についてご説明いたします。資料は27ページから31ページでございます。

まず、AEDの納入についてでございますが、5月30日までに81校、小・中学校すべての学校に納入を完了いたしました。今後は緊急の対応で使用された場合、直接契約会社であります総合警備保障株式会社にその旨を連絡し、それに対応することになります。

なお、保管場所については各学校状況に応じて決定しますが、酸素自動蘇生器と同様、保健室や職員室の保管をお願いしています。

続きまして、学校敷地内の貸し出しについてでございますが、こちらにあります船橋市立小中学校自動体外式除細動器貸出実施要綱を作成いたしました。この要綱は目的にありますように、船橋市教育委員会が主催し、後援し、または共催する催し、もしくは校長が特に必要と認める催しを主催するものに対し、各学校において保管している自動体外式除細動器を学校敷地内で貸し出すことにより、心停止者への早期の救命手当てを行うとともに、AEDの啓発・普及を行い、市民の健康と安全を図ることを目的といたします。各学校において、この要綱に従い、平成20年7月1日から学校敷地内貸し出しの対応をお願いしてまいります。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

今、2件報告いただきましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

総体もありますし、これからプール指導ですとか、いろいろな場面でもし事故が起こったときに、このAEDが全校に配置されていて、それを活用できるということがとても重要な点になるかもしれませんので、そういう意味ではタイミングがよく進められていてよかったなと思いますが、事故のないように、いい成績を残していけるような大会

になるといいですね。運営大変だと思いますけれども、よろしくお願ひします。

ではよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして報告事項（５）です。船橋市子どもの読書活動推進計画策定について、先ほどちょっと話に出ましたけれども、社会教育課からお願ひします。

【社会教育課長】

それでは、船橋市子どもの読書活動推進計画策定につきましてご報告をいたします。お手元に策定の素案の資料があると思いますので、資料に基づきながら報告をさせていただきます。

まず、この策定計画につきましては、昨年度から庁内の関係各課及び地域文庫やPTAの関係者などと一緒に委員会を立ち上げまして策定作業を進めてきました。この素案にも書いてありますけれども、昨今子どもたちを取り巻く社会は大きな変化がありました。読書について言えば、1か月に一冊も本を読まなくなった子どもたちが全国調査から見ても小学生で6%、中学生で22%、高校生になると50%という数字が結果としてあらわれている現状でございます。このような社会において、子どもたちが人生をより豊かに生きるためには読書は欠かせないものと思われています。そして、読書によって他人を思いやる言葉を学んだり、感性を磨き、表現力を高め、生きる力を身につけていくことが読書を通してできるものだというふうに考えております。このような観点から、国では家庭、地域、学校、それぞれが相互に連携・協力して、子どもの自主的な読書活動の推進を図るために必要な体制の整備に努力したところでございます。

ちなみに、国の策定計画は2ページ目にも載っておりますけれども、平成13年の12月に議員立法により子どもの読書活動の推進に関する法律を公布・施行をしました。これを受けまして、その後、各都道府県及び各市町村において推進計画の策定が具体的に進められてきました。千葉県では平成15年4月に千葉県子どもの読書活動推進計画を策定しまして現在に至っています。

このような中で、船橋市でも次代の船橋を担う子どもたちの健全育成を願って、子どもの読書活動推進計画というのを今回策定したものでございます。なお、国の策定実施から6年、県の策定実施から5年が経過をして、市の策定計画が立ちおくれてはしまいましたが、昨年度に、国の5か年計画の見直しがされました。国のほうから基本的な計画が具体的に提示をされまして、さまざまな状況が同時に提示されてきました。船橋市ではこのような国からの基本的な計画を踏まえて作成することが望ましいのでは

ないかということで、今回の策定に至ったところです。

それでは、今回策定しました概要について説明をさせていただきますけれども、内容等につきましては詳細に説明を行いたいところですが、時間の関係上、各項目のポイントのみの説明になりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、3ページをごらんください。ここには体系図が書いてあります。計画としましては3つの施策を基本としております。

まず1つ目としまして、5ページから9ページまでの間に家庭、地域、図書館における読書活動の推進という施策が載せられています。この中では、家庭、地域、図書館にはそれぞれの連携を図りながら、子どもたちがいつでもどこでも読書の楽しさや読書に触れる機会を提供し、その環境を整備しますということがポイントでございます。

続きまして、10ページから12ページにかけてでは2つ目の骨子としまして、学校等における読書活動の推進についてという柱になっております。ここには発達段階等に応じて幼稚園や保育園、そして学校において子どもの読書に対する興味・関心を高め、進んで読書を楽しみ、活用できる能力を育てるという骨子になっております。

最後に、13ページでございます3つ目の骨子としまして、広報・啓発活動の推進として広報誌、あるいはホームページ等による情報を発信して、広く市民の皆様に子どもの読書活動の推進の理解を図っていただくように努めていくという、そういう柱になっております。

以上が策定計画の概要ですけれども、冊子の最後に資料編としまして関係する法律や読書調査にかかわる資料を掲載いたしましたので、参考にしていただきたいと思います。

なお、資料編の16ページでございます船橋市公立学校図書館利用状況のデータを載せてありますけれども、若干この数字が変更になることもございますので、変更になりましたら、後日その結果について改めて報告をさせていただきたいと考えております。

終わりに、今後のスケジュールですけれども、この7月1日より1か月間パブリックコメントを実施いたしまして、広く市民の皆様よりご意見を伺って、その後、推進計画の取りまとめを行いまして、12月議会で改めて報告をさせていただきまして、1月以降にパンフレット等の作成を経て、平成21年4月に計画の実施を予定しているところでございます。

以上です。

【委員長】

ただいまご説明いただきました内容について、ご質問等ございますでしょうか。

どんどん本から子どもたちが離れていっているということについては、力を入れて対策を打っていかないと難しいですね。

【委員】

千葉県が平成15年の4月に推進計画を策定・実施しておるんですけども、その効果というようなものは千葉県から上がってきていますか。

【社会教育課長】

具体的に3つあるんですけども、15年から20年にかけてですけども、すべての都道府県におきまして計画が策定をされました。これは47都道府県すべて、千葉県も含めて策定されました。あとは公立図書館における児童への貸し出し冊数が、これは全国規模なんですけれども、5年前に比べると約1,000万冊増加しました。これは数値目標の達成が出ております。あともう一つ、読書関係のボランティアが5年前に比べて大幅な増加を見ました。このように5年間の計画達成が出たという報告がされております。

以上です。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

それで、読書離れて言われて、こういう読書の推進計画を立てて推進していくわけでございますけれども、幼児の読書が一番大切だということをよく言われています。結局幼児の読書を推進するためにはどうすればいいかって、やはり親を推進していかない限り、幼児の読書は広がっていかないだろうし、親をいかに説得して推進計画の中に組み込んでいくかということも大切なことだろうと思うし、小・中学校の図書館の利用状況を見ますと、小学生の子どもたちは非常に利用回数、読書の冊数も多いんですけども、中学校になると極端に落ちてしまうと。いろんな事情があるんだろうとは思いますが、ここまで差があるのかなというのちょっと問題じゃなかろうかと思えます。中学校のほうも多分、いかに生徒たちに読書をふやそうかという努力はなさっていると思うんですけども、まだまだ努力が足りないのかなという気はいたします。

【委員】

年齢が小さいと家庭における読書活動ということに重点が置かれてまいりますから、施策としてもそういったものが打ち出されると思いますし、年齢が上がってくると今度は学校においてそういうつなぎ役を先生方がしていられるかということが重要だと思いますけれども。

【委員】

これによって多くの子どもたちが本を読んでいただけるということを期待したいですね。

【委員長】

多分ソフトとして蔵書数をふやしていくというようなことは、とてもわかりやすい数値目標なんですけれども、実はあるものをどう子どもとつないでいくかというようなソフト面の充実というのが重要で、それが先ほどおっしゃったボランティアが増えていて、その方たちが子どもと本のつなぎ役をしてくださるとというのが重要なんだと思いますね。もう黙読型の読書から本当に音読だとか、いろんなことを読書とつなぎ合わせながら、みんなで協力して進めていけたらいいんじゃないかと思います。

よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして報告事項（6）伝統文化子ども教室について、文化課からお願いいたします。

【文化課長】

この伝統文化子ども教室でございますが、文化庁が財団法人の伝統文化活性化国民協会に委嘱しまして、子どもたちが伝統文化を体験・習得し、次世代への継承、それから発展をさせることを目的に行っております。昨年、19年度は11団体でございましたが、今回は18団体の採択がされております。

主なものですが、新たに茶道教室が3団体、それから装道と装礼法教室が2団体、それから箏曲団体、能楽団体、そして江戸庶民芸であります玉すだれの団体が増えております。

以上でございます。

【委員長】

今ご報告いただきました内容につきましては、ご質問等よろしいですか。

【委員】

昨年より増えて18団体ということなんですけれども、ほかにどういう団体が、幾つぐらいあるんですか。

【文化課長】

千葉県と船橋市が多いのですが、千葉県では去年のデータでいくと168事業、39市町村に及んでおります。

【委員長】

委員は全体の概要のようなものについて関心があるのでしょうか。

【委員】

千葉県ということなんですけれども、船橋のもちよっと入っていますけれども、船橋はいろんなまたほかに文化があるんじゃないかなという気がしているんでね。この中に、千葉県の中ではこれだけなんだろうけれども、もう少し船橋に、それこそ60万都市になろうとする船橋なんだから、もう少し船橋からも千葉県全体の中で認められるような団体が出ていてもいいんじゃないかという気はしますけどね。結構でございます。

【委員長】

もしかしたらもう少し発掘できるかもしれないしということですね。

【委員】

そうですね。

【文化課長】

採択されたのが168団体でございます。団体数はかなりの団体数あると思いますけれども、その事業を実施していただける団体をとということでございますので、団体数は相当数でございます。

【委員長】

よろしいですか。

ほかの委員の方いかがでしょうか。

【生涯学習部長】

私どものほうの報告(6)の採択団体一覧表って、千葉県って書いてありますが、今回お示したのは船橋市の団体でございます。先ほど課長が申しましたように、県全体では139団体です。

ちょっと誤解を受けるような書き方ですが、ここにお示した一覧表は船橋市内です。失礼いたしました。

【委員】

1つよろしいですか。これは各団体が協会に申請して、こういうのをやりたいんですけども認定してくださいよという形で認定されるんですか、それとも伝統文化活性化国民協会の委託を受けて役所か、生涯学習部か何かが団体を探して願いますか、どちらなんですか。

【文化課長】

お話のとおりでございます。とりあえずうちのほうから、文化庁から打診がありまして、それを受けまして船橋市にある団体にお声かけをさせていただきます。そうした中でやっていただける団体については千葉県の方へ申請をいたしまして、千葉県より採択をされていくというものでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【委員】

じゃ、その団体がこういう公共施設でもって、こういう文化を体験とか習得とか、次世代への継承をするということをやってくれる団体ということなんですか。

【生涯学習部長】

ここに書いてあるのは、仕事で活躍している、こういった教室ですとか子どものクラブみたいにできているんですが、その方たちが手を挙げて採択されると、日本でも人間国宝と言われているような、そういう方とか、それから歌舞伎なら歌舞伎の超一流の方がこの教室の子たちを教えてください。ちなみに、去年は日本舞踊の人間国宝の方が来てくださりまして、その間けいこはいっぱいしたんですが、文化ホールで人間国宝の方と一緒にやったという経緯でありますので、非常にレベルの高い文化・芸能を日本じゅうの子どもたちに継承させたいという趣旨のもので、文化庁が委託しています伝統文化活性化国民協会の会長さんについては、元東京芸大の学長をやっていました平山郁夫さんが会長なんですね。

【委員長】

そういうところに名乗りを上げてくれて採択されると、その所属する子どもたちにとってはとても質の高い体験ができるということになりますね。それが今回は18団体認めていただいて実施できる。

【委員】

意見なんですけれども、確かにやっていただける団体というのもいいんですけども、船橋ならではのものがあると思うんですよ。例えばおみこしにしても、それこそそばか面にしても、あと高根のほうのたしか祭りもあったと思うんですけども、そういうところの踊りだとか、そういう人たちは多分自分からはそういうことを広めていこうっていう意識があってもできないとかっていう団体も結構あると思うんですよ。そんなところも船橋の伝統文化として埋もれているところもあると思うんで、そういうところも伝えていくということは、地域を思いやる心を子どもに育てるのも大事なことだと思うし、本当に昔から各地域、海神なら海神、本町なら本町、三山なら三山、そういうところでいろんなものがあると思うんですよ。そういうものを発掘して、船橋ならではのそういう文化、芸能というものを伝えていくということが、またその子どもたちに地域に対する愛着というかな、そういうものを育てるものにもなるし、そういうことにもちょっと目を向けていただけたらいいんじゃないかなと。

実際にやっていらっしゃって、なかなか自分たちが気はあるけれども、そこまでできないんだよというようなところが、その地域の埋もれている伝統文化ってあると思うんですよ。そこら辺にもちょっと目を向けていただきたいなというふうに思います。

【委員長】

伝統文化を次代につなぐというのは本当に重要な課題になっていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、この点に関してはよろしいでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、続きまして報告事項（7）と、それから（8）は青少年センターのほうからご報告いただく事項になっておりますので、続けてお願ひいたします。

【青少年センター所長補佐】

まず、青少年補導委員の委嘱についてご報告いたします。資料は35ページです。

平成19年度末、人事異動等に伴って補導委員を辞任された方の後任といたしまして、6月1日付で勝見一也氏ほか25名の委嘱をいたしました。任期は平成21年5月31日まででございます。船橋市青少年補導委員、総数150名で活動を行っています。

続きまして、一宮ふれあいキャンプの開催について説明とご報告いたします。資料は37ページでございます。

一宮ふれあいキャンプは、不登校及び不登校傾向を持つ児童生徒を対象とした3泊4日のキャンプでございます。本年度、期日は8月27日水曜日から30日土曜日まででございます。上総一宮町にある船橋市立一宮少年自然の家で行います。飯ごう炊さん、農作業体験など、自然環境を活用した体験活動を通して学校復帰を目標に実施いたします。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、2件続けてご報告いただきましたけれども、青少年補導委員の委嘱に関する件と、8月の一宮ふれあいキャンプについて、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

一宮のキャンプも天候に恵まれて安全に進められることをお祈りしております。

それでは、続きましてこちらもちょうと蛍が見られたのかどうか気になっていたところなんです。先月ご報告がありました事項から、報告事項（9）（10）（11）続けて生涯スポーツ課、お願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

報告事項（9）ホテル鑑賞会の関係でございますが、39ページに資料をつけさせていただきます。

昭和60年から今年で24回目になります。本年度の入場者数の内訳でございますが、資料の右下のほうに示させてもらいました。6月3日、雨のために中止でしたが、4日から8日まで7,000人を超える入場者がございました。特に6月の7日土曜日は村瀬委員さんもお越しいただいたということでございますけれども、2,700人を超える入場者がございました。これは6月6日にNHKの首都圏ニュースで、6時15分、8時45分にこのホテル鑑賞会が放映されたことによりまして、他県からの問い合わせも多くあり、また土曜日はお天気もよく、非常に込み合ったということでございます。大きな事故なく終わりました。

続きまして、報告事項の（10）でございます。平成20年度の学校プール開放事業でございます。41ページに資料としてつけさせていただきます。本年度は7月28日の月曜日から8月2日、これを前期といたしまして、中期、後期と、8月16日まで

開催をいたします。小学校54校全校と特別支援学校併せて55校のプール開放事業を実施いたします。安全管理の徹底につきましては、受託事業者へ文書によりプール監視に当たって万全を期すよう通知するとともに、また当該事業者が行う研修会におきましても監視員全員に安全について万全を期すよう、私どものほうからも指導をしていきたいと思っております。

また、このプール開放事業につきましては、学校の放課後ルームの利用が非常に多いことから、園長会議におきましてプール指導の徹底を放課後ルーム指導員に行いたいと思っております。

また、先ほど保健体育課のほうからございましたけれども、学校に配置いたしましたAEDについてでございますが、このプール開放事業については早速貸し出しを各学校に依頼して、プール開放の時期にはプールに設置するように徹底をしたいというふうに考えております。

続きまして、報告事項の(11)でございます。43ページ。船橋市生涯スポーツ振興計画の見直し案の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

これにつきましては、平成14年に策定いたしましたけれども、その後の時代の変化等によりまして平成19年に市民のスポーツに関する意識調査を行いました。それらを参考にいたしながら、私どもで素案を作成いたしまして、スポーツ振興審議会会長に教育長から5月15日に諮問をさせていただきました。

今後の流れでございますけれども、この諮問に対しまして、昨日スポーツ振興審議会の会長から建議がありました。この建議の内容でございますけれども、具体的な振興策といたしましては、生涯スポーツレクリエーション推進体制の整備の中で、総合型地域スポーツクラブの推進を図っていただきたい、またその活動が十分に行えるようにを計画的に進めていただきたい、またその指導者の役割を果たす体育指導委員の数も今の定数200でございますけれども、これをふやしていただきたい、そしてまたその場の確保というところでございますけれども、学校体育施設開放事業も積極的に進めていただきたい等々の建議がなされております。

今後の事務につきましては、この建議を基にして、船橋市生涯スポーツ計画改訂版を作成いたしまして、次回7月の当教育委員会会議におきましてご審議をいただく予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

3つ目のスポーツ振興計画については、来月のこの定例会で審議をするということでご準備進めていただけるということですね。よろしく申し上げます。

それから、戻りまして(9)ホテル鑑賞会については大盛況ということで、よかった

です。村瀬委員、蛍報告をお願いします。

【委員】

お名前を出していただきましたので、一言申し上げます。

私は6月7日にお伺いしまして、7時40分ごろ行ったら長蛇の列で、一番最後尾に10分ぐらい並んだんですけども、お子さん連れがほとんどなんですね。どのぐらい待つんですかねって、お子さん連れのお母さんが係員の人に聞いたら、まあ1時間半か2時間ぐらい待つんじゃないですかということでした。7時半開場で9時閉園で1時間半から2時間待つということで、僕は途中で列から外れて帰ったんですけども。本当に小さいお子さん連れの家庭の方が多かったものですから、1時間半も2時間も並ばせてかわいそうだな、何とかならないのかなというふうな、これは毎日こうだったら大変だなと思って、教育委員会が始まったら文句でも言ってやろうかなという気持ちで来たんですが、この表を見せていただいていると、今年はすごく多い。NHKで取り上げた部分もあるんでしょうけれども、すごく参加者が多かったというのと、土曜日がふだんの倍以上、圧倒的に多かったということで、思わずトーンが下がってしまったんですけども。

あのとき思ったのは、もう1カ所ぐらい別のところへ、土日の2日間だけでもいいから、小さいところでもいいから見れるところでもつくっていただければ、もっと並ぶ人が、子どもたちもスムーズに見られるんじゃないかなと思ったんですけども、実際にこうやって見せていただくと、今年だけのちょっと異例な、天気兼ね合いもあると思うんですね。

ということで、非常に楽しみにして行ったんですけども、人だけ見て、蛍は見ないで帰ってまいりました。

【委員長】

うれしい誤算という感じですね。

【生涯スポーツ課長】

ご迷惑をおかけしました。来年度につきましては、今のご指摘を受けとめまして、何かもう少しこじんまりしたところで蛍だけを見られるようなスペースがつけられるものか、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

せっかくお子さんたちもたくさんいらしたんだったら、少しでも蛍に触れられるような場があると楽しいですね。よろしくお願いします。

それから、夏のプール開放ですけれども、詳細に安全面の検討もいただいた案をご紹介いたしました。この件に関していかがですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

次に、報告事項（１２）なんですけれども、その前に前回の教育委員会定例会で委員からご質問が出ておりました件について回答を先にお願ひしたいと思います。

１件は市立船橋高校の入学金の納入についての件、それからもう一点が学校の皆勤賞についての件、この２件についてのご回答をお願ひしたいと思います。

初めに、学務課からお願ひします。

【学務課長】

それでは、市立高校の入学金の納入についてご報告いたします。

市立高校の入学料につきましては、船橋市立船橋高等学校授業料等徴収条例により、入学後、毎月２０日までに納入することになっております授業料と一緒に銀行引き落としを行っております。第１回目の授業料の納入期限が４月２０日でございますので、４月２０日までに銀行口座に入っていれば引き落としはできるという形になっております。一応、条例上は入学の際に入学料を納めなければならないということでございますが、引き落とし日は２０日でございます。県立高校のように、入学式当日に現金で納入するというようなことはございません。したがって、入学料未納で入学式の出席が拒否されるというようなことはございません。

以上でございます。

【委員長】

その件に関して、よろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、続きまして２点目について、こちらは指導課からご回答お願ひします。

【指導課長】

それでは、市内小・中学校における皆勤賞等の状況についてご報告申し上げます。

市内小・中学校で皆勤賞等の表彰を実施している学校は、小学校20校、中学校12校、合計32校となります。

表彰の対象としている皆勤の期間につきましては、中学校では実施校12校すべてが入学から卒業までの3か年としていますが、そのうち4校は1年間の皆勤についてもあわせて表彰しております。小学校につきましては、実施校のうち13校が入学から卒業までの6か年を対象としていますが、それらの学校の中でも1年間や学期ごとの皆勤についてあわせて表彰している学校もあります。また、その1年間や学期ごとの皆勤についてだけ表彰している学校もございます。表彰につきましては、卒業式や学年末などに行っております。卒業式の中で表彰したり、また紹介したり、それから卒業式の練習のときに壇上で表彰したりもしております。このほか学年末の修了式などで表彰したりしていますが、小学校では通知表を渡すときに学級で表彰する学校が多いようです。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

学校ごとに検討しながら進めているという状況のようですね。

【委員】

ご丁寧に調査していただきましてありがとうございます。これだけ見てみますと、すべて学校の裁量にゆだねられているということが読み取れますけれども、本当に子どもが学校へ行くための励みになる手段としての一つであれば、もう少し学校のほうも押し進めていただければなというふうな気もいたしますし、教育委員会としても強制ではないにしろ、少し前向きに検討していただいてもよろしいんじゃないかなというふうに思います。我々の立場と皆様の立場と若干違うと思いますが、そのデメリットとメリットの部分が多分あるから各学校の裁量に任されているのかなという気もするんですけども、もしデメリットのほうが大ききようなものがあればちょっと教えていただきたいし、今後少し検討していただきたいなという、僕個人的には考えております。

【指導課長】

確かにこれは児童生徒が学校に登校してくる、そして登校し切ったという達成感、これを表彰することで登校への励みとなるものでございます。

実情の中で、病気になっても無理して出てきてしまうと、そういったことも見られますもので、その辺は慎重に扱っていかねばいけないのかなということでございます。この辺に関して研究していきたいと思っております。

【委員】

無理して出されたけどね、僕らも。親に無理して出されました、病気のときは。頭痛くて休みたくてしょうがないのに行けとか言われて。

時代が違うんでしょうね。

【委員】

そうですね。今は自己管理ができる子ども、自己管理ができる能力をどう育成するかというところがテーマになってきますので、その辺は無理をしないで自分で判断して、きちっと調整できるというところを目指すのが教育の方向性になっているところがありますから。一律にというのはなかなか難しいですね。それと表彰自体が目的化というか、表彰だけが目指すものになってしまっていて、本当は実質として健やかな心と体を維持していくというところが何か手段になってしまうという混乱が起こるのもよくないというふうに思っています。その辺はいろいろ教育的な配慮のもとに進めていただいていると思いますが。

【委員】

本当に悪いものというか、そういうものであればなぜやっているところがあって、やっていないところがあるのかというのもちょっと不思議なんだね。半分やっていて半分やっていない、中学校なんかまさに44.4%というから、約半分やっていて半分やってないと。悪いんであればやめちゃう、いいんであれば推し進めるというのも、これは多分投げっ放しというか、勝手にやりなさいみたいな部分が見受けられるという自体が余りよくないのかなというふうな気もしないでもないですけども。いかがでございましょうか。

【指導課長】

確かにやっている学校、やっていない学校、このように見ますとそれがあるというふうに思います。学校の生徒指導上の状況とか、そういったものもございしますので、やはりこれをやる場合には効果的に進めていかなければいけないということがございしますので、その辺は学校の判断によって進めているというように考えています。いずれにしてもこれにつきましては以前から賛否両論のあるところでございしますので、研究してまいりたいと思います。

【委員長】

お調べいただいて、学校に対しての提案、提言等もお進めいただければというふうに思います。よろしいですか、この件に関して。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、報告事項（12）に移りたいと思いますが、その他の1番目としまして5月に開催されました千葉県市町村教育委員会連絡協議会総会のご報告をお願いしたいと思います。参加された委員から、皆様のお手元にも資料、配付されていますでしょうか。千葉県市町村教育委員会連絡協議会特別講演というタイトルのものですが、こちらに関しまして、委員よろしいですか。はい、お願いいたします。

【委員】

特別講演は「新学習指導要領の目指す方向」という演題で、私なりには非常に勉強になりました。

講師の天笠先生というのは県の教育委員会の委員長職務代理者という方でもあります。新学習指導要領のポイントっていうのは、今、目指すところというのが、今までのゆとりから今度は逆にになっているから、振り子が左側に変ったんだろーというふうな意見が多いんだけど、実はそうじゃないというふうなことをまず強調されていました。この理念というのはどの学習指導要領も同じで、子どもたちの生きる力をはぐくむということで、具体的な方法が変わるということだそうです。ただ、私はやっぱり今までのゆとりが少しいろんな弊害を生んでいるんで、ここで引き締めがあって、右の方向に確かに行っているんじゃないかなというふうな気がしております。

ですので、ゆとりと詰め込みを超えてというか、バランスをとりながらというのが新学習指導要領のまず理念だそうです。特に活用型学力、得た知識を活用できる学力を目指すということだそうです。具体的には1、2、3と書いていますけれども、自分で考える力をまず育てるということを目指して、特のその中でも家庭と連携して自分で考える力を育てるということだそうです。そのために授業時間の増加をするということ、特にその中でも言語活動や理数教育を充実させる。時間を増すわけといいますか、その理由は、小学校と中学校の学習の円滑な接続を図るためということで、特に国語とか数学の時間増がそれで図られるということです。それからあと、道徳教育に関しても、3の②ですけども、各教科において道徳との関連を図るということを政策的に考えているそうです。

この学習指導要領の移行期間と本格的実施というのは、理科と算数と数学は来年度から実施、それからその他の教科もそれぞれ各学校で判断して、来年度から始めるんだったら始めるというようなことだそうです。

【委員】

今、委員から説明があったとおりになんですけれども、要はゆとりも詰め込みも大事なんだと、両方ともやっていくんだという感じなんだ。特に数学については授業にゆとりを持たせるために授業数を増したということをおっしゃってましたね。数学はついていける子ども、ついていけない子もいるんで、内容度としては同じなんだけれども、時間をかけているということがありました。

それと、今までお話ししたことを今年の8月に各先生に対する説明会みたいなものを開催する予定だというお話でございました。

【委員】

幼稚園と小学校と中学校が前倒しですか。

【委員】

いや、理科、算数、数学。小学校と中学校だけでございます。

【委員】

今までは国が主体でやっていたけれども、結果は同じでもプロセスの違い、その各地域によって地域性があることでしょうけれども、そのプロセスの違いが大事なんだっていうことをおっしゃってましたし、今までは国が主体でやっていたけれども、そういう地域の特色というものを出していくには、やっぱり市町村教育委員会への期待も大きいというお話でございました。

【委員長】

それでは、報告事項（12）その他の後半の案件は、実は関係職員以外の方のご退席をお願いする事項ですが、その前に、もしその他で今のようにご質問ですとかご報告いただくような事項があれば、先に進めてしまって、その後ご退席という形のご案内をしたいと思うんですけれども、委員の方々からいかがですか。

【委員】

3つほどちょっと質問しておきたいんですけれども、まず先週の水曜日に国で、学校の耐震補強の補助率を上げるということが決まりましたけれども、2か月ぐらい前でしたかね、予算のときに一応承認されてこうやるというふうなことになっていますけれども、新たに早急にそれを事業の補助が増えたということで、もう一回考え直さなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

【施設課長】

耐震化事業について、ただいまのご質問についてご説明申し上げます。

このたび小・中学校施設の耐震化事業を促進させるために、地震防災特別措置法改正法が昨日施行されました。そこで、その内容ですが、主に4点ございます。1点目は今年から3年間、20年度、21年度、22年度までの3年間に限り、国庫補助を2分の1から3分の2にかさ上げするという。次に2点目といたしまして、起債充当率を75%から90%に拡充すること。3点目が、今回の国庫補助対象建築物は建物の耐震性能をあらわす指標、いわゆる構造耐震指標ですが、これが0.3未満の建物に限ると。4点目ですが、耐震診断の実施の義務づけと耐震診断の結果の公表も義務づけたという点が主な内容になっております。この内容につきましては、6月下旬に文部科学省が説明会を開催するということになっておりまして、そのときに詳細が明らかになるものと思っております。

そこで、本市の対応でございますが、この改正法で対象となる建物は、棟別でお伝えしますと25棟ございます。今回、補助率がかさ上げされます機会にできるだけ多くの耐震化事業を進めたいと考えております。どのような耐震化事業、例えば耐震診断、耐震設計、耐震工事、そういったものができるのか、今、見直しの作業を進めているところでございます。その結果をもとに財政部等とも今後協議していきたいと考えてございます。

また、これまでに耐震診断を終了した校舎等については、8月中をめどにインターネットで診断結果を公開したいと考えております。そのためには、まず学校訪問をして、学校に診断結果を報告にいく作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

今のご回答でよろしいですか。

【委員】

はい、わかりました。

【委員長】

子どもの安全に直結する事業ですので、大変だと思いますけれども、お進めいただければと思います。

【委員】

それからいいですか。

【委員長】

2点目。

【委員】

2点目です。今年の運動会がちょうど土曜日開催の日が雨で、それで日曜日になったところをたまたま遭遇したのですが、私の子どもが小学校にいたときはたしか日曜日に運動会を開催されていたんですけれども、今はほとんど土曜日にやられているようなんですね。親御さんたちの参加を見ると圧倒的に日曜日のほうが多いんだと思います。それからあと市民陸上なんかでも応援の親の方たちの参加は非常に多かったように記憶しているんですけれども、子どもたちはやっぱり親に見てもらおうと張り切り度も全然違うと思いますし、何かいつの間にか土曜日になったのがよく趣旨としてわからないんですけれども、そこら辺はいかがなものでしょうか。

【委員長】

学校5日制への移行に関連しての変更もあるかもしれませんが、よろしいですか。

【指導課長】

ただいまの質問は運動会は土曜日に実施されているんですけども、日曜日に開催することはできないのかということだと思うのですが、運動会はそもそも児童生徒の日ごろの体育学習の成果を発表して、あわせて望ましい人間関係や集団行動を育てる機会として、学校が大切にしている行事でございます。多くの保護者や地域の方々に参観、または参加していただいて、ご理解を深めていただきまして、児童生徒の意欲もそれで高めております。現在、市内小・中学校の全校、特別支援学校が土曜日に実施しております。これは土曜日が雨天などの場合には順延して、翌日の日曜日に実施するようにして、保護者や地域の方々が参加しやすくなるようにしておるということでございます。

また、児童生徒が練習の成果を発揮するために、それから意欲を持続させるためにも、練習日と実施日が連続していたほうがよいということもございます。さらに、運動会が学校を挙げての大きい行事ですので、準備も児童生徒、それから職員にとって大きな活動となります。グラウンドの整備、応援席や観覧席の割り振り、また装飾など、ほとんどの学校が前日の金曜日の午後に実施して、当日の朝仕上げというふうにしております。初めから日曜日に実施を計画しますと、金曜日に準備をして、間に1日を挟んで運動会ということになりますので、土曜日は準備がほとんどでき上がっている会場を管理して維持する必要が出てまいります。市内の各学校では、以上のような理由から日曜日ではなく土曜日に開催を計画しているということでございます。

【委員】

私の子どもが小学校のとき日曜日にやったんですけども、そのときは土曜日は休みだったんですね。やっぱり運動会って、ここら辺だとどうだかわからないですが、それこそ田舎へ行けば行くほど本当にその地域の集合体の一つの行事みたいになっているぐらい、学校と、それから地域を結びつける非常に重要な一つの催しだというふうに思うんですけども。

それからあと今のは運動会ですけども、市民陸上なんかだと市の運動公園でやっているわけですけども、それはやっぱり土曜日じゃなくて、日曜日でも準備できるんだと思うんですけども、親の応援する人数が全然違うんじゃないかと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。そういうことを考えたらやっぱり日曜日の開催も少し前向きに検討していただいたほうがよろしいかなというふうに思いますけれども。

【指導課長】

委員のご指摘のとおりだと思うんですが、仮に日曜日に初めから計画をして、その日が雨天などになりますと、月曜日に順延ということになります。そうしますと逆に親御さん、地域の方々の参加がぐっと減ってしまいますので、そのところをはかりにかけて一応土曜日ということで実施しているのが実情でございます。

【委員長】

市民陸上等については生涯スポーツ課ですか。

【生涯スポーツ課長】

市民陸上につきましては、実際に主管していただいている陸上競技協会さんの方が主体となっておりますので、その辺との調整。あとは陸上については特にマラソン大会でありますとか、駅伝競走大会につきましても、これは基本的に日曜日に実施しておりますので、その辺の兼ね合いがあるんだと思いますので、ご意見につきましては陸上競技協会の方にお伝えをしていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。できるだけ市民の方や保護者の方がご参加いただけて、子どもたちにとってもいい機会になるようにということで検討を進めていただければと思います。それでよろしいですか。

【委員】

はい。

【教育長】

運動会についてはそれぞれの方が、自分たちが生きてきた時代の運動会、今、委員がおっしゃったように、自分のお子さんの保護者として参加していったときの運動会の、それぞれのよさだとかいろいろあると思うんですね。それから時代の変化というのは大きく学校週5日制の中での運動会があるんですけども、我々の年代からいうと、運動会は秋に決まっているんですけども、そういった中で大分小学校が春にやっているところがあるんですね。

今、指導課長から説明があったんですけども、体育学習の発表の場だって言うけれども、もう5月に運動会やって、それが体育の発表なのかなという疑問も逆にあります。それぞれあるから、こう言えばまた違った議論もあるんですよ。今、委員が言ったような議論もあるし。そうすると月曜日だとお客が来なくなってしまう、それはそのとおりでないけれども。いろんな議論があるんですけども、学校2期制にした特徴をうんととらえながら、その中で出ているのは、学校行事を柔軟的、弾力的に取り扱えるようになったという大きな特徴を、校長先生方、あるいは学校の先生方が言っているわけなんです。そういう中でやっぱり今、指導課長が言った本来的な目標を達成するためにどこがいいのかというのをもう一回吟味して、学校ごとに明確な運動会の意味を明確に持っていないと、それこそ保護者の方への説明にならないのかなと。

ですから、なかなか一般論では、納得しがたいところがそれぞれ出てきちゃうのかなと思うんで、その辺のところをまた、今度は校長会と懇談する機会があると思うから、そういったいろんな議論があるということを伝えて、そしてよく検討してくださいよという形がどうなのかなと思います。

【委員長】

それでは3点目の質問をお願いします。

【委員】

湊中学校の女子生徒が交通事故で亡くなったわけですけども、それに関連して、今、通学路の交通規制が朝の7時から8時半まで、標識が立ってあるところが非常に多いんですけども、実際問題、これが守られていないところが非常に多いような気がします。それで抜け道の抜け道があったりして、それからあとバリケードを当番で立てている地域もあるし、そうじゃないところもあるような感じがするんですけども、警察のほうに私ちょっと、取り締まりしている警官に一度聞いたことがあるんですけども、もうちょっと適切なおところがあるんじゃないか。それからあとはやるときに何か検問実施中というのを入る前に警察のほうは立てたりしているんですけども、何かもう少し、本当にやるんだっつたらば徹底してやっていただけるように警察のほうにも働きかけることはできないのかなというふうに思ったんですけども。いかがでしょうか。

【委員長】

通学路の安全確保について、保健体育課でよろしいですか。

【保健体育課長】

通学路について、委員ご指摘の件につきましては、現場確認をし、交通安全のための注意喚起を促す立て看板の設置、スクールゾーン規制箇所への馬柵の設置など、教育委員会で対応できるものについては対応しております。

なお、現状として時間規制、いわゆるスクールゾーン規制している小学校は現在18校、そのうち、馬柵を設置している小学校は4校でございます。

しかしながら、教育委員会だけでは対応できない通学路における時間帯進入禁止等の交通規制につきましては、学校と連携を図りながら、交通管理者である警察にお願いしております。また、横断歩道、信号機、ガードレール設置、道路のカラー塗装等を含めた安全対策につきましては、関係各課と協議を進め、対応を図っているところでございます。

【委員長】

ただいまご回答いただきましたが、委員、よろしいでしょうか。

【委員】

結構です。

【委員長】

では、引き続き安全対策をしっかり進めていただくということで、報告事項（12）の後半に入りたいと思います。後半の案件につきましては、関係職員以外の方をご退席をお願いしたいと思いますので、ご移動をお願いします。

（関係職員以外退席）

報告事項（12）について、学務課長及び総務課長から報告された。

【委員長】

では、6月は盛りだくさんで、長時間にわたりご審議をいただきまいりましたが、本日予定されておりました議案等の審議は終了いたしました。ほかに何か特別な事項がなければこれで閉会といたしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

では、これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。